

第4次那覇市教育振興基本計画（案）に対する市民意見の募集
（パブリックコメント）実施要領

令和7年12月1日
那覇市教育委員会 総務課

概要

那覇市教育委員会では令和3年3月に「第3次那覇市教育振興基本計画」を策定し、本市における教育行政の諸施策の推進に取り組んでまいりました。

第3次計画の計画期間の終了に伴い、本市の教育のより一層の振興を目指し、これまでの計画の成果と基本的な考え方を引き継ぐとともに、本市の実情に応じた施策を推進し、本市の教育のさらなる発展を目的に、現在、「第4次那覇市教育振興基本計画」の策定に取り組んでいるところです。

そのため、次のとおり「第4次那覇市教育振興基本計画（案）」につきまして、広く市民のみなさまからのご意見を募集いたします。

1 案件名

第4次那覇市教育振興基本計画（案）に対する市民意見の募集について

2 募集期間

令和7年12月1日（月曜）～令和8年1月9日（金曜）※ 期限内必着

3 広報

市民意見募集の広報は、次の方法によります。

市公式HPへの掲載

市広報「なは市民の友」への掲載

4 内容確認方法

(1) 那覇市ホームページからダウンロード

(2) 次の市公共施設での縦覧（各施設の閉庁・閉館日を除く、午前8時30分～午後5時15分）

ア 那覇市教育委員会 総務課（那覇市役所本庁舎11階）

イ 那覇市役所 市政情報センター（本庁舎1階閲覧コーナー）

ウ 各支所窓口（首里支所、真和志支所、小禄支所）

※真和志支所は那覇市保健所3階（那覇市与儀1丁目3番21号）へ仮移転しています。

エ なは市民協働プラザ（2階）

オ 公立公民館・図書館（中央、小禄南、若狭、石嶺、繁多川、牧志駅前ほしぞら）

カ 那覇市人材育成支援センターまーいまいN a h a

（裏面につづく）

5 意見提出様式・提出方法・提出先

(1) 提出様式

様式は自由ですが、意見提出者の氏名、郵便番号、住所及び平日の日中にご連絡が可能な電話番号を明記してください。※ 添付の「ご意見提出書」参照

(2) 提出方法・提出先

ア 直接提出：那覇市役所本庁舎 11 階 那覇市教育委員会総務課

イ 郵 送：〒900-8553 那覇市泉崎 1-1-1

那覇市教育委員会総務課 第4次教育振興基本計画 担当

ウ F A X：那覇市教育委員会 総務課 (098-917-3520)

エ 電子メール：E-S-SOU001@city.naha.lg.jp

オ 那覇市オンライン申請システム

6 その他（留意事項）

- (1) 策定案については、趣旨に影響しない範囲内での修正等を行う場合がございます。
- (2) 意見提出者の氏名、住所、電話番号のいずれかが未記入のご意見については、受付いたしかねますので必ずご明記下さい。なお、意見提出者の氏名、住所、電話番号につきましては、本意見募集以外の目的には使用せず、また、市の考え方公表時において公表されることはございません。
- (3) 提出されたご意見について、内容確認等のため、担当よりお電話させていただく場合がございます。平日日中（午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）に連絡可能な電話番号をご記入ください。
- (4) 電話や来所等による口頭でのご意見、匿名でのご意見については、受付いたしかねます。
- (5) 提出いただいたご意見に対し、個別での回答はいたしません。募集締め切り後に市の考え方とともに本市ホームページ等にて公表します。
- (6) 市の考え方の公表に際し、お寄せいただいたご意見の趣旨から外れないよう、ご意見を要約する場合がございます。また、複数の同趣旨のご意見がある場合、ご意見のまとまりごとに整理させていただく場合がございます。
- (7) 直接提出される場合、那覇市役所本庁舎の駐車場は有料となります。駐車場台数に限りがあることから、公共交通機関の利用にご協力ください。
- (8) 郵送による提出の場合、切手等の郵送に係る費用は提出者の負担となります。また、令和 8 年 1 月 9 日（金）必着とさせていただきます。
- (9) FAX 又は電子メールによる提出の場合、通信料等の提出に係る費用は提出者の負担となります。